

平成22年第356回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成22年6月21日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第35号・第36号・第37号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 請願第2号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第38号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第39号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 発議第7号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書(案)
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 7 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 渡 邊 正 樹 君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	企画経営課長 圓 谷 誠 君
総 務 課 長 会 田 光 一 君	税 務 課 長 富 永 祥 二 君
町民生活課長 円 谷 一 雄 君	保健福祉課長 深 谷 昌 利 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 須 藤 源 太 君	都市建設課長 藤 田 豊 君
上下水道課長 円 谷 清 茂 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 小 針 茂 君
教育次長兼 学校教育課長 藤 田 忠 晴 君	生涯学習課長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
----------------	-----------------------------------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 去る6月16日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第35号、議案第36号、議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、議案第35号、議案第36号、議案第37号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会審査結果報告書を述べさせていただきます。

356回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番までは割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第35号、36号、37号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第35号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正とその施行に伴い、配偶者の就業等の有無にかかわらず、職員が育児休業を取得できるよう関係する条例について所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 職員の給与に関する条例及び矢吹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、職員の申し出により、給与から控除して職員に代わり、これを職員が指定する払い込み先に払い込みができるように所要の改正をするものであり、あわせて企業職員の給与からの控除についても同様に整備するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額に係るものを47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係るものは12万円から13万円にそれぞれ引き上げるもので、これに介護納付金課税額に係る限度額10万円を加えた賦課限度額の総額を現行の69万円から73万円とするため所要の改正をするものであります。

また、厳しい経済状況が続く中、非自発的な理由により離職した場合の保険税の負担軽減を図るため、あわせて所要の改正をするものであります。

討論に入り、藤井委員から、厳しい経済状況により収納率が低下しており、これ以上の値上げは町民の暮らしに大きな影響があるため反対する意見、一方、根本委員からは、大変厳しい経済状況は理解するものの、国民健康保険の運営については受益者負担が原則であり、法令に伴うやむを得ない措置として保険税の値上げを最小限に抑えたことを評価し、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 皆さん、おはようございます。

議案第37号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

異常に高い国保税の問題は、今や貧困と格差の深刻なあらわれとして大きな社会問題となっていることは、皆さんご承知のとおりであります。国保税高騰の根本原因は、国の予算削減であります。歴代自民政権は、1984年の国保法改悪を皮切りに国保への国庫負担を削減し続け、国保を深刻な財政難に陥れさせたわけであり、年金生活者、失業者などの無職者が加入者の過半数を占める国保は、もともと手厚い国庫負担なしには成り立たない医療保険であります。1984年から2006年の間に市町村国保の総収入に占める国保支出金の割合は49.8%から27.1%へとほぼ半減し、一人当たりの国保税は、3.9万円から矢吹町では21年度で11万円へと倍増しているわけです。そのために、払いたくても払い切れない、何とか引き下げてほしいという町民の切実な声が出されているわけであり、国保税を引き下げることは、町政最大の課題でもあります。ご承知のように、今回の議案第37号は、最高限度額など69万円から73万円に引き上げるものであります。このことは、高額所得者とは到底言えない人で、現在最高限度額を払っている方々がいるわけであり、そういった点では、庶民増税でありますので、私は、町民の命と暮らしを守る立場から反対するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

13番、根本信雄君。

〔13番 根本信雄君登壇〕

○13番（根本信雄君） 私は、議案第37号に賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険税については、収納率も低くなっていますが、今回は国民健康保険法の改正内容であり、比較的余裕のある限度額超過分のみ増額になります。中間層及び低所得者層については、リストラに伴う離職者に対し、前年中の所得を100分の30に減額し、保険税を算出する課税の特例が創設されたことも含めて増額にはなりました。国民健康保険は受益者負担の原則により運営されていることから、私は賛成いたします。賛同をよろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（柏村 栄君） これより議案第36号 職員の給与に関する条例及び矢吹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（柏村 栄君） これより議案第37号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、請願第2号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第356回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番まではご案内のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました請願第2号の審査結果は次のとおりであります。

請願第2号 農業農村整備事業の予算確保に関する請願書。

本件は、国の関係機関に、農業農村整備事業に係る諸施策の積極的な展開とその必要な予算の確保について、意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号 農業農村整備事業の予算確保に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択と決しました。

◎議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第38号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第356回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

第1 予算委員会審査結果報告書、1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第38号の審査結果は、次のとおりです。

議案第38号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ764万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億7,664万1,000円とするもので、併せて債務負担行為の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、県支出金などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、労働費、農林水産業費、教育費などを増額し、土木費を減額するものであります。

債務負担行為の補正では、雇用促進住宅矢吹南宿舍取得事業の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第38号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案とおり可決されました。

◎議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第39号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2 予算特別委員会委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 第2予算特別委員会審査結果報告をいたします。

第356回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1から6番までは、お手元に配付のとおりでございますので、省略いたします。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第39号の審査結果は、次のとおりです。

議案第39号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ124万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,275万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金を増額し、国民健康保険税、国庫支出金をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） 訂正をお願いします。

○12番（遠藤 守君） 平成22年度でございますので訂正いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第39号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を議案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

会期中に議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午前 10時20分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次に、追加議案等の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審査されたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆様、お疲れさまです。

議会運営委員会の報告をいたします。

会期中に、議員から追加案件発議1件が提出されました。また、総務常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申出が提出されました。

また、議員の派遣についての取り扱いについて、議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより発議第7号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書（案）。

本町における土地改良区は、これまで豊かな地域資源や恵まれた自然環境を活かし地域食料供給基地として、高品質で、安全、安心な農産物の生産に努めると共に、常に国などの政策に呼応しながら各種事業の推進に取り組んできた。

しかし、今日の農業の基幹的な労働力の概ね55%を65歳以上の農家が担っており、その中でも75歳以上の農

家が概ね30%を占めていること、これまで担い手の確保や農地の集積に大きく貢献してきたほ場整備の進捗についても、47%の整備率であることから、このままでは、農業を担う農家の確保ができなくなる懸念される。

また、町内には取水堰などの農業用水利用施設及び基幹的な用排水路があるが、これらの施設の中には、既に耐用年数を超えたものもあり、これらを老朽化が進行するままに放置することは、これからの農業を支えるべき農業水利施設の崩壊を招き、農業そのものが成り立たなくなる大きな危険性をはらんでいる。

このような状況を打開するため、安全・安心な農産物を安定的かつ効率的に供給するために必要な生産基盤の整備、国土保全など農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮及び、農村地域での快適な生活環境を確保し安定化を図るための生活環境基盤の整備を進める農業農村整備事業は、今後とも必要不可欠なものである。

よって、国会及び政府におかれては、以下の点に十分留意し、農業農村整備事業の予算確保を強く求めるものである。

1 国内農地資源の最大活用による食料自給率の向上や農業水利施設の計画的更新整備に支障のないようにするため、農業農村整備に係る諸施策について積極的な展開を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月21日

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、農林水産大臣殿、国家戦略担当大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、総務常任委員会委員長から所管事務調査の申し出及び議会運営委

員会委員長から継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの所管事務調査及び議会運営委員会委員長からの継続審査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続きまして議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力を願います。

これにて第356回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午前10時40分）

